

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		学校施設の利用停止
根拠法令(例規)及び条項		学校施設の利用に関する規則第 12 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 26 年 8 月 10 日美唄市教育委員会規則第 11 号
関 係 条 項		同規則第 5 条、第 6 条
所 管 課 係 名		学務課学校教育係
処 分 基 準	基 準	(利用の停止及び賠償) 第 12 条 校長は、学校施設の利用がその期間中において次に掲げる各号の 1 に該当すると認めたときは、現に利用中であると否とを問わず、速やかに利用者に対し利用の停止を命じ、教育長にその旨を報告しなければならない。 (1) 利用の内容が申請又は申込の内容と相違したとき。 (2) 利用者が使用の権利を他人に譲渡し若しくは転貸したとき。 (3) 利用の許可又は同意を受けない学校施設を利用したとき。 (4) 学校施設をき損したとき。 (5) 教育長及び校長の指示に反したとき。 (6) その他、緊急の事態が発生したとき。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		